

# 建災防が進める建設労働者の健康の保持増進に繋がる取組

建設業労働災害防止協会 技術管理部 建設業メンタルヘルス対策室 室長 田村和佳子

たむら わかこ ● 平成28年4月建設業労働災害防止協会建設業メンタルヘルス対策アドバイザー、平成30年4月建設業労働災害防止協会建設業メンタルヘルス対策室室長就任。特定社会保険労務士、精神保健福祉士。

## 1. はじめに

建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）は、昭和39年9月1日に労働災害防止団体にに基づき設立された特別民間法人であり、本部のほか47都道府県に支部が設置され、建設業の労働災害防止を目的として、様々な活動を自主的に展開している。

建災防の主たる取組は、次の3つに大別される。第一に、国の定める労働災害防止計画（安衛法第6条）に基づく建設業版の災害防止5か年計画の策定及び建災防会員へ適用される法定の安全衛生水準を上回る建設業労働災害防止規程の策定、第二に、安全・衛生管理士による労働災害防止に関する技術的事項の指導及び援助活動、第三に、全国建設業労働災害防止大会の開催等、周知啓発活動や教育活動である。これらの取組のほか、少子高齢化による就業構造の変化等の社会経済情勢を踏まえ、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の普及展開を図る等、「先取り型」の労働安全衛生活動を進めている。

## 2. 建災防の健康保持増進にかかるとる取組

本年7月6日、働き方改革関連法が公布され、国を挙げた官民協同による働き方改革が本格化することとなった。建設業においては、長年、全産業に比して労働時間の長さが指摘される（2016年総実労働時間数2,056時間）ところであり、時間外労働の上限規制について5年の猶予期間が設定されながら、それを待つこ

となく長時間労働の是正や週休二日制の定着に向けた取組が建設業界を中心に進められている。この背景には、東日本大震災、熊本地震等の震災・復旧工事や2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連工事等、建設投資が堅調に推移するなか、人手不足感がさらに強まり、技術者及び技能労働者の確保に迫られ、建設産業全体として、他産業に比べ遜色のない労働条件の整備や働きやすい職場環境の形成が求められているためであると考えられる。さらに、昨年10月に新国立競技場建設工事の下請けの現場監督である若手社員が過労自殺し、労災認定される事案が発生したことも、建設工事従事者の健康保持増進対策を含んだ働き方改革の推進が強く求められる契機になったものと思われる。

建災防では、このような社会的状況を先取りして、平成26年6月の安衛法改正によるストレスチェック制度の義務化（平成27年12月施行）を受け、建設工事現場におけるメンタルヘルス対策を推進すべく検討を始めた。具体的には、平成27年12月より「建設業におけるメンタルヘルス対策のあり方に関する検討委員会（委員長 櫻井治彦慶應義塾大学医学部名誉教授）」を設け、建設業、とりわけ建設工事現場におけるメンタルヘルス対策のあり方について様々な角度から検討を行ってきた。その結果、考案されたのが建設現場で実施する「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」である。

（1）「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」  
「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」と

図1. 建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック

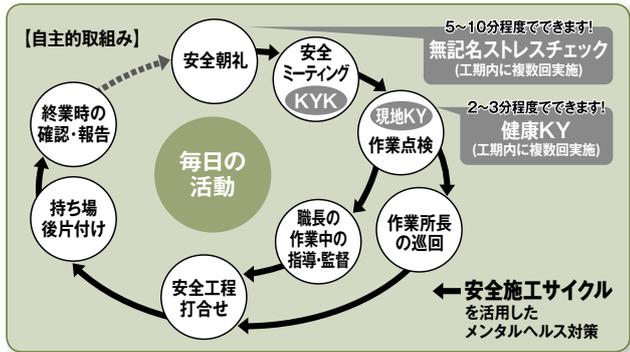
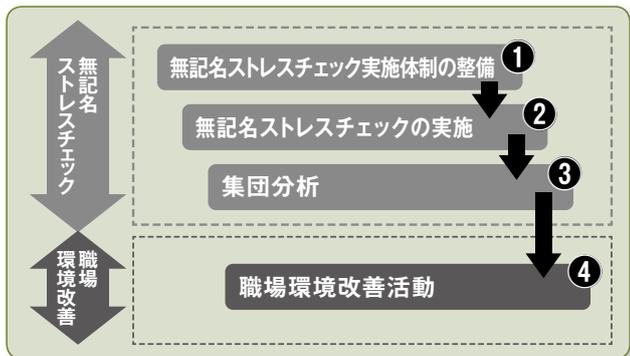


図2. 建災防方式無記名ストレスチェックのフロー



は、建設現場に定着している安全施工サイクルを活用して健康KYと無記名ストレスチェックという2つの活動を行うものである(図1・2)。健康KYでは作業開始前のKYミーティング等で職長から作業員に対し、食欲、睡眠、体調に関する短い3つの問いかけ(おいしく食べたか?よく眠れたか?体調はよいか?)を毎日行うことにより作業員の健康状態を日常的に確認するものである。一方、無記名ストレスチェックは現場に従事する全員が集合する安全朝礼において工期内に複数回、無記名によるストレスチェックを実施し、この集計分析結果(建設現場版「仕事のストレス判定図」等)を活用して働きやすい職場環境改善へと繋げる取組である。これら2つの活動を建設現場で推進することにより、ストレスチェック制度の趣旨として掲げられる「メンタルヘルス不調の未然防止」に資する対策として、その効果が期待できるものである。平成29年3月には無記名ストレスチェック集団分析プログラム、無記名ストレスチェックの結果に基づく職場環境改善ツールを開発して、より現場で簡便に利用できるツールを用意し、その普及に努めている。

(2) 「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」の現場展開

建災防では、平成28年3月以降、第8次建設業労

写真1. 健康KY実施の様子



写真2. 無記名ストレスチェック実施の様子



働災害防止5か年計画での重点事項への追加、全国建設業労働災害防止大会メンタルヘルス部会での周知啓発等、様々な手法により「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」の推進を図り、現在では多くの建設工事現場へこの取組が浸透している(写真1・2)。

健康KYについては、従前行われているKY活動へ容易に組み込んで実施することが可能であり、3つの問いかけ項目を現場の安全看板へ掲示する等により日常的に実施する現場が増加している。不眠・うつ等の高ストレスが集中力・注意力の低下といった脳疲労をもたらし、それが不安全行動及びヒヤリハットのリスクが高まるのではないかと現場の危機意識が、健康KY普及の背景にあると推察される。また、当日の健康状態が熱中症リスクに影響を与えることに着目して、これを熱中症対策と関連させ実施する現場も見られる等、各々の現場にマッチした独自の展開が進められている(図3)。

一方、無記名ストレスチェックでは、平成29年度、厚生労働省から建災防が受託した「建設業、造船業等におけるストレスチェック集団分析等調査研究事業」の実施結果から、無記名ストレスチェックを活用した職場環境改善活動が建設工事現場等で働く労働者のメンタ

